

HP ヒューマン・プライム通信

社会保険労務士法人ヒューマン・プライム
株式会社ヒューマン・プライム
東京都中央区日本橋人形町1-18-9
ATビル5F 〒103-0013
TEL.03-5695-7700 FAX.03-5623-2052
MAIL. info@humanprime.co.jp

人事・労務相談から監査まで、企業の立場に立ってアドバイスをする独立系人事・労務コンサルティング会社

裁量労働制①

今回の通信から2回に分けて国会でも一時期問題になっていた裁量労働制の「専門業務型裁量労働制」「企画業務型裁量労働制」について解説していきます。1回目の今回は、そもそも裁量労働制とは何なのか、および「専門業務型裁量労働制」についてご紹介します。

裁量労働制とは

- 「専門業務型」と「企画業務型」の2種類
- 仕事の進め方や時間配分を労働者の裁量にゆだねるもの
- みなし労働時間を労使協定で定めて運用
- 実際に労働した時間ではなく、労使協定で定めたみなし時間で給与を支給
※深夜労働や休日労働については、法定の割増賃金の支払いが必要！



専門業務型裁量労働制とは

- 裁量労働制のうち、専門性の高い業務を限定
- 限定業務は、厚生労働大臣告示によって下記の業務に定められている

● 専門業務型裁量労働制の対象業務

- (1) 新商品若しくは新技術の研究開発又は人文科学若しくは自然科学に関する研究の業務
- (2) 情報処理システムの分析又は設計の業務
- (3) 新聞若しくは出版の事業における記事の取材若しくは編集の業務又は放送番組の制作のための取材若しくは編集の業務
- (4) 衣服、室内装飾、工業製品、広告等の新たなデザインの考案の業務
- (5) 放送番組、映画等の制作の事業におけるプロデューサー又はディレクターの業務
- (6) コピーライターの業務
- (7) システムコンサルタントの業務
- (8) インテリアコーディネーターの業務
- (9) ゲーム用ソフトウェアの創作の業務
- (10) 証券アナリストの業務
- (11) 金融工学等の知識を用いて行う金融商品の開発の業務
- (12) 学校教育法に規定する大学における教授研究の業務
(主として研究に従事するものに限る。)
- (13) 公認会計士の業務
- (14) 弁護士の業務
- (15) 建築士の業務
- (16) 不動産鑑定士の業務
- (17) 弁理士の業務
- (18) 税理士の業務
- (19) 中小企業診断士の業務



● 専門業務型裁量労働制を導入するのに必要な手続き

導入には以下の事項を労使協定により定めた上で、様式第13号により、所轄の労働基準監督署に届出が必要になります。

- (1) 制度の対象とする業務
 - (2) 対象となる業務遂行の手段や方法、時間配分等に関し労働者に具体的な指示をしないこと
 - (3) 労働時間としてみなす時間
 - (4) 対象となる労働者の労働時間の状況に応じて実施する健康・福祉を確保するための措置の具体的内容
 - (5) 対象となる労働者からの苦情の処理のため実施する措置の具体的内容
 - (6) 協定の有効期間
- ※(4)及び(5)に関し、労働者ごとに講じた措置の記録を協定の有効期間及びその期間満了後3年間保存すること



協会けんぽの健康保険料率・介護保険料率が改定されました。

※平成30年度の雇用保険料率に変更はありません。

健康保険料率 (※東京支部の場合)

介護保険料率 (※全国統一)



給与・賞与の
9.91%

H30年2月分※3月納付分まで

給与・賞与の
9.90%

H30年3月分※4月納付分から

給与・賞与の
1.65%

H30年2月分※3月納付分まで

給与・賞与の
1.57%

H30年3月分※4月納付分から

子ども・子育て拠出金率改定

平成30年度4月より子ども・子育て拠出金率が1,000分の2.3(0.23%)から1,000分の2.9(0.29%)に改定されました。

ご不明な点がございましたら、ヒューマン・プライムまでお問い合わせください。TEL.03-5695-7700

この通信がご不要な方は、お手数ですが弊社までご連絡ください。